

省エネ 軽微な変更について

	省エネ適判	設計住宅性能評価活用	長期優良住宅活用 長期使用構造等活用
ルートA	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な変更説明書（一面・二面） 変更に必要な図書 	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な変更説明書（一面・二面） 変更申告書(建設住宅性能評価有) 変更に必要な図書 	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な変更説明書（一面・二面） 変更に必要な図書
ルートB	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な変更説明書（一面・三面） 変更に必要な図書 	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な変更説明書（一面・三面） 変更設計住宅性能評価書等 変更に必要な図書 	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な変更説明書（一面・三面） 変更に必要な図書
ルートC	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な変更説明書（一面） 軽微変更該当証明書 変更に必要な図書 	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な変更説明書（一面） 変更設計住宅性能評価書 変更に必要な図書 	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な変更説明書（一面） 変更長期認定書又は変更長期確認書 変更に必要な図書
設計住宅性能評価活 用の場合のみ可能		<ul style="list-style-type: none"> 軽微な変更説明書（一面） 変更設計住宅性能評価書 変更に必要な図書 <p>※ルートA、ルートB、ルートCの どのルートでも適用可能</p>	

※水色着色した変更設計住宅性能評価書等や変更に必要な図書については当社に図書利用の同意書を添えて申請している場合、提出を省略できます。

【軽微な変更該当する項目】

【住宅】

<p>1) エネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更</p> <p>次のイからニまでの変更が該当する。</p> <p>イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、又は開口部面積が増加しない変更</p> <p>ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更</p> <p>ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）</p> <p>ニ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設</p>	<p>ルート A</p>
<p>2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更</p> <p>変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更が該当する。</p> <p>次のイ又はロの変更が該当する（イとロの変更を同時に行う場合を除く）。</p> <p>イ 床面積</p> <p>主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増。</p> <p>ロ 外皮</p> <p>外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9倍以下の場合に、次の（イ）から（ニ）のいずれか（同時に二以上の変更を行う場合を除く。）に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。</p> <p>（イ）開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更</p> <p>（ロ）変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更</p> <p>（ハ）変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更</p> <p>（ニ）基礎断熱の基礎形状等の変更</p>	<p>ルート B</p>
<p>3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更</p> <p>次のイからハのいずれかに該当する変更を除く。</p> <p>イ 建築物の用途の変更</p> <p>ロ 基準省令第1条第1項第2号イの基準を適用する場合における同号イ（1）の基準から（2）の基準への変更又は（2）の基準から（1）の基準への変更</p> <p>ハ 基準省令第1条第1項第2号ロの基準を適用する場合における同号ロ（1）の基準から（2）の基準への変更又は（2）の基準から（1）の基準への変更</p>	<p>ルート C</p>